慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	租税利益説に関する問題 : 一九五〇年代末の段階におけるリンダールの解釈について
Sub Title	On the benefit principle of taxation : the last work of Erik Lindahl
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.8 (1963. 8) ,p.685(1)- 704(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19630801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

租税利益説に関する問題

——一九五〇年代末の段階におけるリンダールの解釈について——

高木寿一

一、エリック・リンダールの最後の論文

近代の財政学における課税原則論＝租税原則論の主要形態は、利益説と能力説である。マスグレーブは、「財政の理論」（一九五九年）の第四章において、利益説による接近の、より近代的な定式化（its more modern formulation）はアダム・スミスに遡り、リンダールの自発的—交換の理論（the voluntary—exchange theory of Lindahl）にまで到っているという（Musgrave, Theory of Public Finance, 1959, p. 61—木下和夫教授監訳八七頁参照）。そして、この学説（利益説）の最終の且つ最も力強い（vigorous）定式化として、リンダールの所論はなお一層詳しい考察を加えるに値するものであるという（pp. 73-4. 木下訳一〇七頁参照）。

ところが、エリック・リンダール（Erik Lindahl）は一九五九年に、オーリン（Ohlin）教授の記念論文集に「租税原則と租税政策」と題する論文を書いている。そのスウェーデン語の論文の英語訳が、International Economic Papers, No. 10, 1960. (Translations prepared for the International Economic Association) に "Tax Principles and Tax Policy" として載せられている。

新刊紹介

ブロック著英訳版『封建社会』……渡辺國廣 99
高梨幸男著『自然法と民主主義の思想構造——ロック研究序説——』……野地洋行 100
西岡久雄著『立地と地域経済——経済立地政策論——』……高橋潤二郎 101
宇野弘蔵著『経済学の方法』（経済学ゼミナール (1)）……飯田裕康 102
高橋哲夫著『安積開拓史——ある偉大な遺産——』……小松隆二 103

これはリンダールのこの課題に関する最後の論文である（私はスウェーデン語は全く判らないから、この英訳文によってリンダールの解釈の到達点とその基本的特徴を検討することを許されたい）。

リンダールはこの論文の始めに、課税原則の研究は、かつては財政学において honoured place を占めていたが、近年においては disrepute の状態になってしまっているようであるという。リンダールの師、ウィクゼル（Knut Wicksell）の「公正な課税の新しい原則」（Ein neues Prinzip der gerechten Besteuerung, 1896.）と、リンダールの「課税の公正」（Die Gerechtigkeit der Besteuerung, 1919.）とはともに、財政的過程における起動的な諸力（motivating forces）の分析を基礎として、公正な課税と財産の公正な分配（just distribution of property）の概念の間の関係（relationship）を説明しようとしているのであるという。そこでリンダールは、経済の領域において何が公正であるかについての観念は、政治的な価値判断に依存していて、その政治的な価値判断は科学的基礎を与えることはできないが、ウィクゼルもリンダールも、これらの観念（ideas）の関係「relationship」は科学的分析の主題となし得ると信じているという（International Economic Paper, No. 10, p. 7.）。

ウィクゼル―リンダールの学説は、他の国々において必ずしも充分な理解は得られなかったというが、リンダールは殊にミュルダールの「国民経済学説の形成における政治的要素」における批判をとり上げている。（Myrdal のこの書はスウェーデン版は一九三〇年、ドイツ版は一九三二年―その日本訳は山田雄三教授の訳書がある。しかしこの論文では主として一九五三年の英訳版を引用している。）

ミュルダールは、一九三二年のドイツ語版→山田雄三教授訳書で、経済学の唯一の課題は、経験的なるものを観察し叙述することであり、また因果関連を明らかにすることである。行動に対して価値判断をくだし、原則を立てることは科学の任務ではないと云う（山田教授訳書、四頁、三七八頁参照）。

一定の手段によって政治的な目標に達し得るか否かの可能性について、科学的にも何等かの発言はなし得る。政策のなかには、実は不可能なことを求めているような政策がある。さらに極めて大切なことは、合目的な政策的処置によって解決される副作用を示すことである。副作用を全く無視して理由づけられたような処置は、すべての経済的作用が明らかになると、同一の政治的価値の樹立から見ても、しばしば背理となることがある。政策は実に可能なるものの術（クンスト）であって、そのために科学を必要とするのである。一定の出発点に対して、選択的に可能な諸活動の諸作用を明らかにすることを、政策が科学に求める。科学はそれを超えようとはしない。もし、それを超えれば、純粋に科学的でなくなるという（同訳書五～六頁参照）。

ミュルダールは、他のいかなる領域においても、従来の財政学説におけるほどに、公正とか正義とかいうような形而上学的な混入物が多い学問はない。また財政学説ほどに政治的要求の圧迫が広く作用した学問はない。選択的な政策処置の作用を確認し、政治的決定を正しい現実認識を基礎として把握し得るようにする実践的に極めて重要な課題を、いままでの財政学は充分にとり上げていない。財政学の純科学的部分は余りに簡単に取り扱われていた。たとえ、原理的な価値樹立を客観的に基礎づけることが可能であるとしても、この価値樹立は、なお課税の作用の認識と必然的に関係する。帰着の問題は、福利および公正の観点から云っても論理的先行性を持っている。もし、政策的処置の遠隔作用を認識しないならば、一般に福利または公正が結果するか結果しないかをも探求することはできないであろうという。ことにミュルダールは、財政学説の唯一の内容となるべきものは、広義における帰着論、すなわち、種々の可能な租税体系の諸作用の研究であると強く主張する。そのような財政学が実際の論議に対して、真に意義のある基礎を与えることができるという。そして財政学の唯一の内容をなすべき租税体系の作用は、決して孤立化して研究することはできない――価格形成の関連のなかで考察すべきであって、租税帰着の問題は、動態的価格形成の問題と結びつく。租税の作用の現実的研究は、全体としての租税体系について動態的価格形成論の上に築かれなければならないという（同訳書三三六―七頁。三七八―九頁。三八三～六頁参照）。

ミュルダールは財政理論の批判的検討において、スウェーデン学派の地位を高く評価しているが、課税原則を合理的な基礎において確立しようとする試みは＝ウィクゼル→リンダールの試みは成功していない――それは不可能なことをやろうとしているからであるという。そしてウィクゼル→リンダールの理論は、形而上学的価値（メタフィジック）による接近（アプローチ）では、綿密なまた良心的な考え方を進めている場合にも、それは何をなし得ることになるかを示す証明（テスト）になるという。またミュルダールは、一九五三年の英語版においても（pp. 185～6）、旧版における前記の解釈と同じく、租税帰着の理論以外のすべての財政理論は非科学的であって、財政理論は広義における帰着、すなわち種々の可能な租税体系の「effects」を研究すべきであることを主張している。

リンダールは、このミュルダールの批判に対して、いままでは一度も答えていなかったが、いま自分が四十年も前にドクトル論文で取扱った問題を再びとりあげるについては、特別な理由があるという。その理由というのは、近年、これらの問題が新しく国際的に関心を持たれる主題となっていると思われるからである。マスグレーブ、ボウエン、サミュエルソンなどの米国の主要な経済学者たちが、公共経費の純粋理論（pure theory of public expenditure）の研究を進めている。またリンダールが属する財政学派によって提出されていた若干の観念が利用されている。ウィクゼルとリンダールの論文の要旨は Classics in the Theory of Public Finance (1958), edited by Musgrave and Peacock にも英訳されて、収録されている。リンダールは、財政学のこの長年のあいだネグレクト（ネグレクト）されていた側面が再び関心を持たれることを予期して、自分のかつての観念が、現在でもなお、どの程度にまで正しい（サウンド）と考えられるかを、いま一度、よく考えてみる必要があると思うという。

二、ミュルダールの批判とリンダールの回答

リンダールは、まずミュルダールの批判に対する回答を述べる。

ミュルダールは租税原則の問題を科学的に取扱ういかなる試みに対しても否定的態度をとっているが、それはミュルダール自身の科学的方法の問題に対する接近方法と合致しないことになると云わざるを得ない――なぜ、財政理論は種々の課税計画の効果を研究することだけが許されて、それらの計画（提案）の形態を決定し、また種々に異なる諸計画について権力団体が行う選択を決定する諸要因を分析することは許されないであろうか。この両者の場合とも、事実的な因果関係（factual causal relationships）を明らかにする問題である。後者の場合には、さらに、justice および expediency（課税の正義と便宜）の原則の意味をも分析せざるを得ないが、それは租税計画を形成するについて、また租税に関する現実の決定を行うについても、重要なことである。

公共経済の一般理論の発展を、市場経済の伝統的な理論と類似しているものと見て取扱うことは、たしかに学問的に難しいことである――分析の対象となる財政的過程は政治的意義と経済的意義とを持っており、従って財政理論の内容はその社会の政治構造に依存することになるからであるという。リンダールは旧著において、公正な課税（just taxation）の伝統的な諸原則の分析の基礎として、リンダール自身の公共経済の理論を形成しようとしたのであるが、この一九五九年の論文では、租税利益説の検討を主たる内容としている。

リンダールは、利益原則（the benefit principle）は、各個人に対する限界課税（marginal tax）は、政府支出がその個人に与える予測された限界効用（estimated marginal utility）を超えてはならないことを意味すると解釈した。しかし、この原則は、多数者＝多数党が最も多くの場合に政府支出の利益における相異を無視することを正当であると考える限りにおいては、実際上には修正されなければならない。平等な利益が与えられると仮定する場合には、政府サーヴィスに対する個人の評価はその個人の経済的能力によって異なることになる。リンダールは支払能力原則（ability-to-pay principle）を、平等犠牲原則と全く同じ意味（アイデンチカル）のものと考えたから、利益原則と論理的に背反するものではなく、むしろ逆に、支払能力による課税は利益原

則による課税（「修正された」利益原則による課税）の本質的な部分（an essential part）とみなすことができるという。リンダールは、このような課税は、一定の財産分配状態を持つ人民の経済的諸権利を尊重するものであると考えることができることを示そうとした。現在の財産の分配状態がもし公正（ジャスト）であると認められるならば、利益（benefit）による課税は公正であると考えられよう。しかし、もし特定の経済状況が公正でないと考えられる場合には、その経済状況は特殊な「社会厚生的」(social welfare) 課税によって訂正（コレクト）されなければならない。もし、財産の分配がこの方法によって正しく訂正（コレクト）されたならば、利益による課税の基礎となり、われわれの公正（justice）の要求が充たされることになろうという。

リンダールの解釈の重点は、すべての公正の観念は価値判断によっているから、公正な財産分配も公正な課税も、或る一定の場合について、客観的に決定することはできない。しかし、財産の公正な分配の観念と公正な課税の観念の関係を明らかにし、また同時にそれらの観念の内容を一層詳しく分析することは、正しく科学としての仕事であるという。

リンダールは三つの項目に要約して、ミュルダールの批判に答えている。

（1）　第一はミュルダールが財政学における「形而上学的価値判断」と呼んでいる問題である。ミュルダールの見解では、われわれの価値判断とそれに関連した公正の観念との間には、何等かの論理的関係を設定することは不可能であるという。(Myrdal, The Political Element in the Development of Economic Theory, 1953, pp. 203～4. の章句を引用している。)

リンダールは「財産の公正な分配」概念と「公正な課税」という概念との関係は社会心理学的なものであることは容認する。ここで究明さるべき公正（justice）の観念は主として一般人民および政党が持つ公正の観念である。しかし、それに関する機動的要因となる諸力を分析すれば、研究者はこれらの諸観念の内容を、論理の要求を充たすように一層明確に定式化すること、またこれらの観念が相互に抵触するか否かを観察することは許さるべきはずである。財産の分配に関する公正の観念と課税に関する公正の観念との間にただ一つだけの関係を設定することはできないであろう。換言すれば、たとえ財産の公正な分配とは何を意味するかについて意見の一致があるとしても、或る一定の限界内において、公正な課税に関して異なる結論に――すべて論理的に正しいと云える結論に――到達することも可能である。この線に沿っている研究は完全に正しく、また科学的であると認められるはずである。リンダールは、伝統的な課税原則に関する自分の分析はこの線にそって進められたものであって、ミュルダールのようにこれを「形而上学的価値判断」であるという理由はないという。

（2）　第二の点は、ミュルダールが理論的な弱点として指摘している点に関する。ミュルダールが決定的な問題といっているのは、所得および財産の正しい分配という仮定は何を意味しているのか――この条件は課税前に充たさるべきであるか、課税後に充たされるべきであるかということなどである。

リンダールは、課税前の財産の分配状態ということは、或る将来の時期に対して課税が計画される時点において、既に課税が存在して、事実上に存在する財産分配状態である。もし、その分配状態が公正の要求に合致しない点があれば、或る社会政策的措置が行われることが正当であり、それらの措置はその時期において計画される利益原則による課税に対しても若干の結果を持つことになろう。政府活動の計画的な拡大は、財産の分配の訂正（コレクション）が既に行われて公正なるものになっている状態で、その政府活動の財源が調達されると仮定すれば、その場合には、是正されたこの財産分配状態を利益による課税の基礎とすることが容認されよう。その政府活動の拡大が、その結果として財産分配における全く容認し得ない移動を生ずるという事態が生ずる場合には、次に社会厚生的な課税によって必要な訂正措置をとるべきである。利益による課税を引き続いて修正することは恐らく少なくなり、同時に社会厚生的課税を行うことによって訂正（コレクト）された財産分配状態を基礎としているということができる状態に到達することになろうという。

この課税後に生ずる財産分配を基礎として課税するということは、決して、ミュルダールが云うような循環論にはならない。リンダールが主張するところの意味は、財産の分配と課税とは相互に依存関係があると云うことだけであるからであ

る。そして、公正な課税は常に課税後の財産の分配が公正（ジャスト）であることを意味しているという。

ミュルダールがいかなる種類の課税が公正の条件を充たすことになるのかという疑問の提示に対して、リンダールは、いずれの場合にも、課税は公正な財産分配の観念に従って注意深く調整されなければならないが、この問題の実際上の解決は次の簡単な例をもって説明することができようという。

新規の国防費の財源に充てるために、租税収入を調達する問題があると仮定しよう。もし、その当初の状態における財産の分配が（社会厚生的な調整措置が行われているとして）公正であると認められるならば、また軍需産業の拡大と他の或種の産業の縮小に基く分配における移動があり得ることを認めるならば前記の訂正措置を加えて、その予測された所得と財産の状態を基礎とする利益原則による課税は公正なものとなるであろう。例えば、軍需産業の利潤に特別税を課することなど（また同時に他の部分には補助金を与える措置をとることなど）の方法によって修正された所得および財産の状態を、利益による課税の基礎とすることができよう。納税者の議会における代表者は、彼等が課税の決定を行う場合に、この事態の発展がどうなるかを充分よく予見していると仮定してよいであろうと、リンダールは説明する。

（3）リンダールの利益説による接近方法に対するミュルダールの最後のまた重要な反対論は、利益原則の解釈が全く恣意的（arbitrary）であるということである。例えば、ミュルダールは、政府活動によって生ずる総体的な純効用は（total net utility）、それぞれの個人によって甚だしく相異するであろうし、また公正の問題に関連を持つのは総体効用における増加であって、限界量（marginal quantity）の増加ではないであろうという。これに対してリンダールは、政府活動によって多数の個人が得る総体的な純効用（total net utility）は計量できない――従って課税の基礎とはなし得ないという。また、政府の活動による利益における限界効用が、各人について異なることを考慮することは、多くの場合に、政治的な関連を持つ利益原則の解釈と矛盾することになるが、そのことは次に利益原則の意味を説明することによって明らかになろうという。

三、リンダールにおける利益原則の意味

議会的民主政治においては、政府支出と課税に関する決定は、諸政党の間でその支出の有用性と一般人民に対する租税の負担について熟慮が加えられた上で、代表機関によって決定に達する。その効用と犠牲の比較は、その国全体としての総効用と租税の人民一般に対する集合的犠牲については行い得ない―その効用と犠牲の量は測定し得ないからである。その比較は個人に関することになる。政党の指導者たちは、種々の政府支出およびそのための課税の諸提案を決定する場合に、そのために租税が投票者（voters）に加える犠牲が、それらの投票者が当該政府支出から得る利益よりも大きいか少いかを考える。そして、個人にとって効用が犠牲を超えると判断する場合にのみ、その提案を受け入れようとするであろう。もし或る場合に、それぞれが効用が犠牲を超えているいくつかの提案を選択するとすれば、最大の効用の余剰を生ずることが期待される提案が当然に優先して選択される。もし、政府支出の規模は異なるが、納税者の間の総経費の分配は同一であるといういくつかの提案について選択を行う場合には、政党は租税の限界犠牲がその政府支出によって生ずる予測された限界効用（estimated marginal utility）に等しい点を超えて課税を増大せしめようとはしないであろう。したがって、いずれの政党も、その党員の意見として、効用と犠牲を比較して効用が犠牲よりも大きい（positive balance）＝余剰を生じないような課税提案の採用を阻止することができるとすれば、このことは納税者のどの階級も、政府活動から得る利益に対応する負担よりも多くの負担を負わないことになる最善の可能な保証（best possible guarantee）となろう。その場合には、課税は人民が自己の所得と財産を処分する権利を侵害しないし、また（その場合には）それらの租税は、公共経費に充てるために、納税者自身の利益において行われる自発的な貢納――それは強制的貢納ではなくて自発的貢納であると認めることができようという。

ウィクゼル（Wicksell）の前記の著作（一八九六年）における利益説の解釈もこの種の提案であったが、ウィクゼルは政府

支出とその財源としての租税について同時に投票されなければならない――その決定には絶対多数を必要とすることとすれば、僅かに多数を占める多党派―単純多数（simple majority）が少数派に不利な租税の分配を強行することができないことになる――少数者の利益も充たすように課税提案を修正しなければならないことを云っている。しかしリンダールは、このウィクゼルの提案は、実際に適用することが困難であろうという。そして三つの例をあげる。

（一）無責任な少数党がその否認権（拒否権）を乱用することがあろう。少数者それ自身の利益になるように租税の負担を移動させようとして、少数派自体にとっても効用が犠牲を超えることが期待できる課税提案にも反対投票をすることがあろう。多数党が政府支出の水準を幾分ひき下げることが正当であると認める場合があっても、少数派がなお一層に多くの純利益を得て、同時に効用と犠牲の均衡（バランス）が多数派に不利になる場合もあろう。少数派のこのような行動を可能にする制度（システム）は、多数派にとって受けいれ得ないものとなるのは当然のことであろう。

（二）利益による課税は、多くの場合に、利益の相違ということが証明されていないと考える多数派の公正の観念を満足させないことがある。たとえば国防費の場合に、多数派は少数派よりもその提案に関心を持つことが多い。利益による課税では、少数派は国防のために支払うものが比較的に少く、多数派はその費用の比較的に多くの部分を負担することになろう。この費用の分配は多数派にとって公正でない（unjust）ように思われよう。国防に賛成する人々は、もし少数派がそれ自身の最善の利益を理解するならば、少数派も国防に対して等しく理解ある態度をとって、少数派もその費用の等しい部分を負担すべきであると説くであろう。費用はすべての人民が当該政府支出によって等しい利益を得るものとして分配されなければならないことになる。人民それ自身よりもむしろ多数党によって行われる利益の評定を基礎として行われる課税の決定は、僅かに多数を占めている多数派―単純多数（simple majority）によって行われざるを得ないことになる。

（三）租税に関するすべての決定において、絶対多数（large majority）を要件とするということは、議会において単純多数（simple majority）を持つ政党が、財産の分配について、それが正しいと思う変更を実現しようとする一つの手段として、課税を用いることができないことになる。人民のうちでそのような社会厚生的課税によって最も不利な影響をうける少数のグループの人々は、議会における彼等の代表者を通じて、そのような提案を拒否しようとするであろう。しかし、多数党が正当であると考えている課税を加える機会を抛棄すると期待することはできないであろうという。

いまここでは、社会厚生的課税の問題を別として（無視して）、また多数党と少数党とが現存の財産分配を尊重する場合を仮定する。その場合には、利益原則による課税は、多数派の見地からすれば、いかなる意味を持っているであろうか（この場合にリンダールは、利益原則の適用範囲は、固有の租税のみならず、手数料・使用料などを含むものとしている）。

第一には、政府の活動の範囲（range）に関するが、このことに関するすべての決定は多数派の見地によって決定されている傾向を持つであろうことは認めざるを得ない。或る場合には、政府活動の形態を定めるについて、いくつかの選択的な接近方法のうちのいずれかを選ぶ必要が生ずる（たとえば、国防について原子力兵器か在来の兵器かなど）。その場合に、多数派が国防のような最も重要な問題について少数派の見地を考慮を加えることがあっても、その決定に対して責任をとるべきものは多数派である。

第二には、多数派が課税の型を考える場合に、いかなる領域について、政府活動による利益における相違を考慮することが正しいと考えるであろうかということである。これに対する答えとして概略的（ラフ）ではあるが、司法制度・国防・一般行政などの中央部門については一般に利益の相違は無視されているが、政府の文化的および社会的活動に関しては利益の相違ということが時には考慮に加えられている。しかし、政府活動が人民の特定のグループに一定の客観的に表現し得る利益を生ずる場合には、利益の相違ということが極めて重要な考慮が加えられていると云える。過去を顧みると、利益による差別課税の領域を狭くしている傾向もあったように思われる。道路の費用の財源に充てることに限定されている自動車特別税は、現

代の社会におけるこの種の利益課税の最も重要な例であるという。

第三に、課税水準に関する問題がある。もし、多数党が種々な領域における政府活動を、その活動の費用が利益による課税によってなおその時も公正に充足し得る点まで、拡大しようとする場合を仮定するならば、その場合にも個々の納税者は、同一の公共支出の水準において、租税負担と政府サーヴィスからの利益とを比較して、すべての納税者が得ている限界バランスと同じ程度で、租税負担の一部を担わなければならないことを、直ちに指示することができる。もし、課税の額と分配の問題とが同時に決定されるとすれば、課税の分配に関して或る結果が現われることになる。

特定の政府活動が社会の或る人々に或る有形の利益を与え、それらの利益が客観的に表現され得る場合には（例えば不動産収入の増加など）、租税の負担はそれらの利益に関係せしめて決定すべきである。但し、当該納税者の経済的地位（economic status）には関係を持たないであろう。

しかし、大多数の場合において、政府の活動は人民がその効用について主観的な測定だけしか行うことができない性質のものである。主観的利益を生ずるということは云えるし、その主観的利益は租税の負担が人民に課する主観的犠牲と比較しなければならない。その場合に租税の量額が個人に主観的犠牲を感じさせるのは、その個人の経済的地位に依存する。このことは、政府活動による利益に差異があることを考慮する場合においても当てはまる。租税の分配の基準として能力原則の一般的な定式化は、当該政府支出における主観的利益に対応している割合で人民の経済的能力に従って（in such proportion to the citizen's economic ability as corresponds to their subjective interest）分配されるということであるという。

ここでリンダールは能力説に関するミュルダールの解釈との相違を指摘する。ミュルダールは能力原則そのものは、利益または費用は評価に入れない（should not count）と云うにほかならないと解釈している（前記、英訳版 p. 163）のに対して、リンダールは自分は全く反対の意見であるという。能力原則の本質的な核心は、その positive な部面に見らるべきである

すなわち、能力原則は租税の分配を規定するが、その租税の分配は政府支出が主観的利益を生ずる場合における利益原則の適用の結果として生ずるものであるという。

多数派が公正な課税であると考える場合にも、少数派には不公正な強制的な課税であると考えられることがあろう（但し、多数派も少数派も既存の財産の分配を承認し得るものと同意していると仮定して）。少数派は特定の政府活動に関していくつかの選択的な方法について選定を行わねばならない場合に、多数派によって決定されたものとは異なる方法で選択が行われたはずであると考えるであろう。このことは課税の問題に対する少数党の決定に影響する。もし、多数党が少数党の意思に反して巨額の経費を要する国防施設（例えば原子力兵器など）を設置すれば、少数党は原則として賛成していない目的のために重税の支払を強制されることに満足するはずもない。また選択の方法に反対しないとしても、少数党は当該政府活動における現実の利益が、多数党がそれを課税の基礎とすることが正当であると考えている標準的利益（standard benefit）ほどに大きい利益ではないという理由で、それよりも低い支出水準を望むことも全くあり得ることである。しかしまた少数党が、或る領域における支出については、多数党が決定するよりも高い水準であることを望むこともおこり得る。また少数党は多数党が平等犠牲の原則の適用において偏向があることを見る場合もあろう。いかなる場合に租税の分配が、種別を異にする納税者にとって平等犠牲を生ずることになるかを、客観的に決定することはできない。ただ、概算的な測定を行い得るだけで、それも一般にかなりに幅の広い限界内で変動するという。

財産の公正な分配に関して諸政党の間に意見の相違がないことを仮定する場合にも（その仮定は当然に非現実的であるが）、租税問題をすべての人が公正（ジャスト）であると考えるように解決することは不可能であろう。しかし、ここでリンダールは、多数党が修正された利益原則（modified benefit principle）に従って課税しようとすることを少数党が賛成しないのは、利益原則それ自体に反対するよりは、むしろ利益原則の適用に対して反対が向けられていることが多いのではないかという。少数党は政府

支出の大部分は、能力原則あるいは平等犠牲原則に従って分配される課税によって、その財源が調達されるべきであるということには同意するであろう。課税の分配に対するその反対は、多数党によってこの原則がいかように適用されているかということに関している。ある場合には、恐らく少数党が最も強く反対しているのは課税の分配についてではなくて、課税の量額とその租税収入の使途であることもあろう。少数党が政権を掌握した場合に—前記の諸仮定を認めれば—まず最初には、政府支出の方向と額とに変更を加えようとし、課税の分配に修正を加えることは極くわずかの程度に止める必要を認めることがあろう。換言すれば、その政権を得た少数党は、「標準的な」利益（"standard" benefits）を基礎とする同じ「修正された利益原則」から出発していることになろう—但し、その原則の適用においては、以前の多数党の場合とは相違するであろう。

これらがリンダールが約四十年前にドクトル論文に提示した利益原則の解釈の主要特徴であって、現在でもなお政治的適応性（political relevance）を持っていると考えている。リンダールの立場は、ウィクゼルがいう絶対多数（a large majority）の要件は実際的であるとは云えないからそれを捨てるが（すなわち修正しているが）、なお利益原則を堅持することである。もし、課税に関する決定が単純多数（simple majority）によって行われると仮定する場合には、問題はウィクゼルの場合とは異なったものになる。まず、公正な課税の意味についての多数派の概念を明らかにすることが課題になる。もし、多数党が既存の財産分配を尊重しようとしていると仮定するならば、ここに述べたような「修正された利益原則による課税」はこの公正な課税の概念と異ならないであろう。

リンダールの修正された利益原則という解釈の仕方は、少数党に関する限りでは「利益による課税」というには適当でないという反対論もあろう—その方法では少数者が政府サーヴィスから受ける利益（客観的あるいは主観的な利益）と比較して、その利益よりも高い課税を負担させられる場合があり得るからである。むしろ、政府活動の確定し得る客観的利益を基礎とする課税をなし得る場合を除いて、課税が支払能力に従って分配されるという方が全体の課税計画を表示するに当って、より良いものになり、また簡明にもなろうと云うであろう。リンダールはこの反対論に対して次のように答える。

第一には、課税の支払能力原則（ability-to-pay principle）は純粋に分配の原則であって、課税水準については何も云っていない。もし、課税計画が完全なものであろうとするならば、能力原則は、何等かの方法で、利益原則と調和統合（coordinated with）されなければならない。このことは、能力原則による租税の分配ということは、資金の調達を必要とする政府活動の効用を人民が主観的にしか評価し（valued）得ないすべての場合について、利益原則による課税の一つの要素と見ることによって最も簡単に行いうる。この解釈の仕方は、課税計画に統一性を与え、能力原則または平等犠牲原則に合理的根拠（rational justification）を提供することになる。通常行われている試みは—能力原則または平等犠牲原則を平等という抽象的な要求からひき出そうとする試みは—論理（ロジック）の見地からして満足し得ないものである。

第二には、「標準利益」（standard benefits）を基礎とする少数党の強制的課税と、財産の分配を訂正（コレクト）しなければならないという主張を基礎とする強制的課税との間には、明確な相違がある。前者の場合については、後者の場合における社会厚生的課税（social welfare taxation）と区別するために、「利益による課税」（taxation according to benefit）ということばを用いることも許されるであろうと答えている。

リンダールのこの論文の最後の部分は、Combined Benefit and Social Welfare Taxation という節になっている。リンダールがいう「modified benefit principle of taxation」は、諸政党が課税を財産の分配を訂正（コレクト）する手段として利用しない場合を仮定しているが、この仮定が現実的な仮定でないことは認めている。現実の事実としては、それとは逆の仮定—諸政党および社会諸階級は常に課税および他の政治的諸手段を利用して、財産の分配を自己に有利な方向に動かそうとしているという仮定の方が、現実世界における事情によく合っていると云えよう。このことは、或る一国の現実の課税の分配は政治的勢力の分配が持っている一つの機能的な関係の結果（英訳文では a function）であるとみられる事実によって示されよう。この

ことは多くの国々において得られる例証があるが、この点に関しては第二十世紀におけるスウェーデンの事実の発展が特にこのことを明らかにしているという（pp. 18～19）。その歴史的事実とその意味の解説はここでは省略するが（それはリンダールの利益説の基本観念に関することが少いし、また既に本稿が予定より余りに長くなったためでもある）、リンダールは租税構造の内で社会厚生的課税の部分が著しく拡大されている場合にあっても、なおその場合にも、この社会厚生的課税によって訂正（コレクト）された財産分配を、利益による課税についての基礎とすることができると解釈する（p. 23）。

四、リンダールの租税利益説に関する若干の疑問

リンダールが一九五九年に発表した租税原則論＝利益原則による課税の基本的解釈について述べたが、既にリンダールの解釈を知っておられる人々は、その租税利益説は基本的には約四十年前の解釈と異なるところがないではないかと云われるかも知れない――この新しく発表された論文にいかなる意義を認めるのかと云われるかもしれない。その問に対して私は、租税利益説の代表的形態としてのリンダールの解釈は、一九五〇年代末の段階においても、なおこのような内容を持つものであったことを示すことだけでも、財政学における重要な資料としての意味を持っていると答えたい。それは私にとっては、この数年間の主要な研究課題としている財政学の前進拠点の再検討の一つの課題でもあると考えている。

ここに若干の疑問、或はむしろ若干の感想（極めて素朴な疑問を含む感想）を記して置く。

リンダールのこの論文にも「既存の財産の分配を公正であると認めると仮定すれば……」という章句がたびたび現われている。これはリンダールが彼の多くの先人にならって、財産の公正な分配ということを、公正な課税の原則を研究する出発点としたからであるが、この章句は「既存の所得および財産の分配が公正であると認めると仮定すれば……」という意味に解してよいであろうと思う。近代の租税の主要な税源は、所得であって財産ではない。しかし、所得および財産の分配と解しても、利益原則による課税の解釈の基本的な意味が損（そこ）なわれることにはならないであろう。

リンダールの解釈においては、政府活動によって受ける国民各個人の限界効用と限界犠牲との比較は可能である――したがって、限界純効用の測定が可能である。しかし、リンダールはミュルダールの批判に関連して云っているように、政府活動によって個人の集団である社会全体として――国全体として生ずる総効用と総犠牲（集合的犠牲）との比較はできない。したがって総体的な純効用は計量することはできないという（本稿八～九頁参照）。常に必ず各個人については限界効用を計量できるが、社会全体としての総効用は計量できないといえるであろうか。私は租税収入の増加による政府支出の増加がいかなる内容のものであっても、その限界効用は計量可能であるのに、その総効用は計量不可能であるとは、理論的にも云い得ないと思う。例えば、U・K・ヒックスは（Hicks, Public Finance, 1955, p. 264.―巽・肥後教授訳二八二頁参照）、可分的経費（divisible benefit を作出し提供する経費）には、貨幣授与（money grant）の形態の所得移転（インカム・トランスファー）のほかに、支出移転（アクスペンディチュア・トランスファー）という形態の可分的経費があるという（それは財貨給付と用役給付のいずれか、またはその結合形態である）。この可分的経費―少くともその一部分については、限界効用についても総効用についても、測定が可能であると思う。

リンダールによって代表される租税利益説は、「租税―支出」の限界効果に関連する→その租税の増加（または減少の）限界効果に関する主観的または客観的な限界犠牲と、支出の増加による政府活動による限界効果に関する限界効用を比較計量している。したがって、それらの限界効果の計量がそれぞれ可能であることを少くとも暗黙に認めていることになる。

租税収入の増加による限界犠牲を計量しようとすれば、まず租税の限界効果を探求せねばならない。租税帰着の問題が明確にされなければ、租税の限界効果も→したがって限界犠牲も、主観的にも客観的にも計量し得ない。ところが、この租税転嫁→帰着の研究が、現代の財政学において混迷の状態にあると思う。一九五〇年代末の段階における租税転嫁帰着論の混迷状態は、オットオ・メーリング「租税転嫁および帰着の理論」菅原修教授訳の一九六〇年三月付の日本語版に対する著者

の序文、またマスグレーブの「財政の理論」（木下教授監訳）第十章にも現われている。いずれも簡単な例を引用すれば、メーリングは「部分均衡による接近方法は、疑う余地のない欠陥を有しているにもかかわらず…」と云っている（序文参照）。マスグレーブは「租税の究極的な負担の所在をきめるという帰着の概念は、租税そのものが究極的な負担を持つという誤った前提から出発している」という。しかし「われわれがなし得ることは、せいぜい、最初の分配状態とその後の一定時点におけるそれとを比較することである……」（木下訳、三四三頁、三一七頁参照）と云って、比較静学の方法をとっている。この解釈では、利益説が云う租税の限界犠牲と政府支出の限界効用の比較はできないことになる。（この稿を書き始めた時には、租税利益説とともに、現段階における租税転嫁帰着論を検討する予定であったが、既に長きに失したので次の機会に譲らざるを得ない。）

租税収入の増加分の限界犠牲と比較する政府活動の限界効用は（財政学の問題として）、租税収入の処分によって国民各人に提供される利益（ベネフィット）の限界効用を意味しているが、その利益は資金を処分して財貨・用役を購入することによって（その有効需要効果において）提供される利益であろうか。それとも、資金・財貨・用役の処分によって作出され提供される国家（公共）給付――貨幣給付・用役給付・財貨給付の形態の利益を意味するのであろうか。それらの形態の国家給付のうちには、所得移転および支出移転という形態で、その利益が可分的であって、そのうちには個人について限界効用が主観的または客観的に計量可能であるものもある。不可分的な経費については、国民各個人はその限界利益→限界効用を計量し得ない。また、それらの利益が不可分であるということは、その利益が国民に各人平等に与えられるという何等の証明もない。またリンダールが云う「基準的または標準的利益」という概念も、客観的に合理的な根拠がない。

リンダールにおいては、公正な課税と財産の公正な分配の概念の間の関係、何が公正であるかの観念は政治的な価値判断の問題であるが――その関係は科学的分析の主題となし得るという（本稿二頁参照）。その場合に、その関係を持ち得ることになる媒体としているものは、投票の機構である。政党は租税→支出の限界効果→その限界犠牲と限界利益→限界効用に対する人民各個人の主観的価値判断を常に正しく代表しているものと仮定している。いずれの理論も、それぞれの前提条件として何等かの仮定を持っていることは私も認める。しかし、その仮定はいかなる吟味をも拒否して、その理論の仮定は常に妥当であり、その理論は常に正しいと云うことはできない。この場合もその一例になろう。「租税―支出」の限界効果→限界犠牲と限界効用に対する人民各自の判断は、常に投票を通じて、政党（多数党と少数党）にそのままに正しく代表されて、「租税―支出」の規模と内容の決定に常に必ず現われるという一般的な保証はない。マスグレーブにおいても、財政の政治的側面の分析は単に投票の機構の分析のみに終っていることは（木下教授序文四頁）、しばしば厚生経済学的立場にある諸学者の著作にみられるひとつの弱点であると思う。

一九六〇年代始期に刊行されたわが国の財政学書における例として、井藤半弥博士の「財政学総論」（一九六二年）と、島恭彦博士の「財政学概論」（一九六三年）における結論的な章句を参考のために引用する（詳しくは両書を参照されたい）。

井藤博士は「給付能力課税を利益原則の一方面と解するのは強弁である」。また「リンダールの学説に限らず、一般に個人主義利益説は、強制問題で常に破綻する」という（財政学総論、二七一―三頁参照）。島博士は「応益説は死滅したわけではない……現代ではおそらく、政府はかくかくの利益を与えているから課税の根拠ありとする課税当局者の論理として生き残っている……」と云う（財政学概論、八二～三頁参照）。

租税利益説＝応益説が、現在の段階において生き残りうるとすれば、それは主として或は殆ど全く、租税の極めて抽象的な根拠としての意味における限りであると私は考えている。課税の根拠として、少しでも具体性を持ちうる場合を（極めて寛大な態度で）求めるとすれば、それは租税のうちで、目的税（その租税収入の使途が或る目的に限定されているもの）の場合であるが、その場合にも、その目的税収入の処分が可分的経費に充てられ、しかもその可分的経費による利益が、それぞれの個人に帰属する量額を測定し得る特殊な場合だけに限られる。（手数料・使用料または受益者負担金などは、厳重な意味では租税では

ないから、ここでは除く）。一般税の収入および前記の特殊の場合を除いた目的税については、課税の具体性ある根拠とはなり得ない。それらの租税収入を処分し、また財貨・用役を調達し処分して―それらの財政活動を通じて利益が提供される場合にも、その利益は個々人の租税の支払による犠牲（その利益の限界効用と限界犠牲）とは直結的な関係を持たない。したがって、租税負担分配の何等かの具体性のある基準とはなり得ない。全く具体性を持たない――全く抽象的な基準（または尺度）ということは、租税負担分配の基準としての意味を持たないことになろう。ここで利益説と能力説との関係が問題になる。リンダールはこの論文でも、能力原則は利益原則による課税の本質的部分である―一要素である―または利益原則の一つの適用の結果であるといっている。しかしその明確な証明はない。例えば「政府支出における主観的利益に対応している割合で人民の経済的能力に従って分配される…」（本稿一二頁参照）と云っている場合にも、その主観的利益と経済的能力とを連結させる過程―または媒介過程が提示されていない。その過程を説明しなければ論理の飛躍になる。それは井藤博士に「強弁である」と云われる結果にもなる。また「その場合には…強制的貢納ではなくて自発的貢納である…」という（九頁参照）。自発的―交換の理論（解釈）も、その理論が前提としている仮定――リンダールが「その場合には」といっている仮定の内容を吟味すれば、その仮定が非現実的である（また誤ってもいる）。したがって、その理論は現実性あり実践的指導性ある政策理論としての資格を持たないことになる。私は「自発的であるか」、「強制的であるか」ということは、主として、事実認識の問題であって、抽象論によって決定される問題ではなかろうと思っている。一九六〇年代の現在の段階においては、租税政策の実践的指導原則としての租税利益説は、このままの形態――リンダールの解釈の内容のままでは、説得力を失い、死滅への途を進みつつあると思う。（但し、念のために云っておくが、Fiscal theorists のうちには、現代の財政学において、租税原則論という課題の意味に疑問を持ち、存在の理由を疑っている人々があるかもしれない。しかし私は租税原則論は財政学において充分に存在の理由を持ち、且つ新しい内容を持つ租税原則論を探究しなければならないと考えている。）

わが国一八九〇―一九二〇年の出生数と総出生率の推計（完）

――インフルエンザ死亡数の考慮――

安川正彬

はしがき

本稿はさきに本誌（第55巻、第5号）に発表した同題名論文の続篇をなすもので、前篇に残された継続作業をおこない、ここに完了した。

前篇での作業は、(1)第一回センサスのおこなわれた一九二〇年以前の人口動態統計に不備があったこと。(2)明治以来の急速な経済発展にともなう『人口転換』パターンが西欧諸国の経験と比較してどうであったか？という二点に着目して、一八九〇―一九二〇年の三〇年間の出生数と総出生率を推計した。

まず作業としては、一九二〇年の第一回センサス人口をもとにして、コーホート生命表を作成し、生残率の逆数系列をセットして、一八九〇―一九二〇年の出生数を男女別に推計した。さらに同様の方法で、同じ期間の婦人数（15～44歳）を推計し、両者の比率をもとめて総出生率を算出した。

その結果はつぎのようにまとめられた。すなわち、(1)出生数について、推計結果は公表のものより、はるかに高い数字を